令和２年度雲南市社会福祉法人監査結果（法人本部）　　（令和５年８月３１日現在）

監査実施日	法人名	文書指摘事項	改善状況
R2.9.10	雲南ひまわり福祉会	①理事長、業務執行理事の専決業務範囲について定款細則、事務決裁規則に定められているが、細則および規則相互間の整合性がとれていないので改正すること。 ②役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関連した規則が複数あり、支給基準が不明確であるため、各規則の整合性を図り、改廃すること。	①改善済 ②改善済
R2.10.2	有隣会	①評議員及び役員について資格要件等が確認されていないので、宣誓書を事前に徴取して確認すること。 ②評議員会・理事会の欠席が２年度間連続する評議員・理事がいるが、評議員会・理事会の役割の重要性に鑑みると適当でないので、改善を図ること。 ③定時評議員会終了後、同日開催される理事会の招集通知が発出されていた。新役員全員同意のもと、招集通知省略にて開催すること。 ④報酬支給基準（報酬規程）に評議員、理事及び監事の報酬が「年間」を単位として規定されているが、定義が曖昧であり、年間を通して出席がない場合であっても出席者と同じ報酬であったり、未払い又は過払いの発生があったりする等、運用に支障があるので見直すこと。	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善済
R2.10.22	かも福祉会	①社会福祉事業の収入について、法令・通知上認められない使途への資金充当が見受けられるので、通知の範囲内での充当に留めること。 ②「重要な役割を担う職員」である事務長の選任が理事会で決議されていないので、決議すること。	①改善中 ②改善済

※「改善状況」については、改善済、改善中、未改善と記載する。